

令和 2 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 27
-

令和 2 年 9 月 1 1 日（金曜日）

総務委員会会議録

令和2年9月11日 金曜日

午前10時00分開議

午後 0時35分開議（実時間144分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第81号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））
1. 議案第87号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））
1. 議案第89号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号）
1. 議案第83号・専決処分の報告及びその承認について（八代市災害派遣手当に関する条例）
1. 議案第85号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年7月豪雨による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例）
1. 議案第94号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第93号・八代市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
1. 議案第95号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第96号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
1. その他
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」議決の要請について

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （八代市地域公共交通計画の策定について）
（八代市坂本町復興計画策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
財政課長	田中智樹君
市民税課長	中田利一郎君
資産税課長	機智三郎君

総務企画部

総務企画部 総括審議員兼次長	黒瀬琢也君
理事兼復興推進課長	宮川武晴君
復興推進課主幹兼 復興推進係長	山口和久君
情報政策課長	早木浩二君
理事兼企画政策課長	福本桂三君

市長公室

理事兼人事課長	濱田浩介君
---------	-------

市民環境部

市民課長 上 角 愛美子 君
部局外
選挙管理委員会
事務局長 小 川 正 芳 君

○記録担当書記 中 川 紀 子 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付してあります案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等及び歳出の第2款・総務費及び歳出の第12款・諸支出金について、財務部より説明願います。

○財務部長(佐藤圭太君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号の歳入及び歳出の総務費と諸支出金を尾崎財務部次長が、消防費を黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。

また、事件議案のうち、予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第81号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号の歳入及び歳出

の総務費を尾崎財務部次長が、議案第87号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入及び歳出の総務費と災害復旧費を尾崎財務部次長が、消防費を黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が、また議案第89号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について早木情報政策課長が説明いたします。

その他の事件議案の議案第83号と85号、条例議案の議案第93号から96号までの6つの議案につきましては、関係各課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長(尾崎行雄君) 改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、別冊の議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

1ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ15億3620万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ902億3530万円といたしております。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は、5ページに記載しております表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、1の追加で、坂本支所仮設庁舎リース経費は、今回の令和2年7月豪雨により被災した坂本支所の仮設庁舎をリース方式にて設置するため、令和3年度から令和7年度までの限度額2億8442万40

〇〇円を設定いたしております。

また、金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分等）に対する利子補給は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の中小事業者が借り入れた国及び県の融資制度の金利負担分の一部について補助するものでございますが、融資額が当初の見込みである１４億円を大きく上回る２３０億円のため、限度額を２１６億円追加の設定をいたしております。

次に、第３表、地方債補正でございますが、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、公園整備事業は、補正前の４５００万円から１２０万円を増額し、４６２０万円に変更しております。

次の災害復旧事業では、補正前の５５億１６３０万円から４８０万円を増額し、５５億２１１０万円に変更しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。詳細につきましては、１１ページの歳入、款２１・市債のところで改めまして説明をいたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

９ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で４６３万２０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１３億３９５４万２０００円を計上しております。

まず、社会保障・税番号制度システム整備費補助金１４９４万９０００円は、マイナンバーの利用拡大に向けた住民基本台帳法及び戸籍法の改正に伴うシステム改修に係る経費に対して補助されるものでございます。

また、通知カード・個人番号カード関連事務

補助金１４３万８０００円は、マイナンバーカードの申請増加に迅速に対応するため、会計年度任用職員の雇用に係る経費に対して補助されるものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１３億２３１５万５０００円は、先ほど債務負担行為で説明いたしました金融円滑化特別資金利子補給事業など、今回新型コロナウイルス感染症対策を行う９つの事業に活用いたします。

次に、目２・民生費国庫補助金で７９９万５０００円を計上しております。節１・福祉費補助金の２５４９万５０００円は、まず、地域介護・福祉空間整備等交付金としまして、介護サービス事業所における利用者の安全・安心を確保するために、小規模多機能ホームこうだなど４施設が行う大規模修繕等に対する補助金でございます。

次の小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業補助金３７７万２０００円は、平成２８年の改正社会福祉法において、社会福祉法人に対し、地域における公益的な取組の実施について責務化されており、今回、八代圏域住宅型有料老人ホーム連絡協議会が、市内の住宅型有料老人ホームを運営する４３法人５２事業所へ呼びかけ、障害者またはシニア世代の就業、介護人材の確保・定着といった地域課題の解決を図るために、障害者・シニア世代の就業につなげる合同説明会や有料老人ホームに勤務している職員のうち、無資格や初任者研修の資格を取得している職員を対象としたスキルアップ研修会の実施に対する補助金でございます。

次に、節２・児童福祉費補助金の５４５０万円は、市内の保育所等児童福祉の１０９施設における新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスク、消毒液等の消耗品や感染防止用の備品の購入等に要する経費に対して１施設当たり５０万円を上限に補助される新型コロナウイ

ルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

次に、目４・土木費国庫補助金、節２・都市計画費補助金で１３２万円を計上しております。これは、防災・安全社会資本整備総合交付金の市町村間流用受入れに伴い、令和３年度の実施予定を前倒しして行う老朽化した都市公園のトイレ改築・バリアフリー化に要する経費に対して補助される都市公園安全・安心対策緊急支援事業交付金でございます。

次に、目５・教育費国庫補助金、節２・小学校費補助金で１４７５万円を計上しております。これは、校長の判断で、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な消耗品や賃借料、備品購入等の経費に対して補助される学校保健特別対策事業費補助金でございます。

次の節３・中学校費補助金９００万円及び１０ページになりますが、節５・特別支援学校費補助金の２００万円につきましても、同様の補助金でございます。

次の１０ページを説明します。

次に、款１５・県支出金、項１・県負担金、目１・民生費県負担金、節４・災害救助費負担金で１４９万７０００円を計上しております。これは、今回の豪雨災害に伴う避難所開設に係る桜十字ホールやつしろの施設使用料などの経費に対する災害救助費負担金でございます。

次に、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で６０５万５０００円を計上しております。

まず、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金２７万１０００円は、泉町茶業振興協議会が地域特産物であるお茶の乾燥施設の機能強化に必要な整備費に対する補助金でございます。

次の強い農業づくり交付金事業補助金３億１８９３万４０００円は、当初予算で措置しましたものの、交付金不採択の内報がありましたので、減額するものでございます。なお、このうち八代地域農業協同組合が実施予定でありまし

たブロッコリーなどの集出荷施設整備につきましては、次の産地パワーアップ事業費補助金３億７９２３万８０００円の中で実施予定となっております。

内訳としまして、八代地域農業協同組合の集出荷施設は、当初予算時より事業規模も大きくなり、３億６５２１万２０００円、加えて株式会社アグリ日奈久が行うコンバイン等の農業用機械の導入に１４０２万６０００円を補助するものでございます。

次の目６・消防費県補助金、節１・消防費補助金では２３８万９０００円を計上しております。

この消防団設備整備補助金は、消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団に配備するＡＥＤやエンジンカッター、チェーンソーなど救助用資機材等の計画的な整備に要する経費に対して補助されるものでございます。

１１ページをお願いします。

目７・教育費県補助金、節４・幼稚園費補助金に３００万円を計上しております。これは、先ほど国庫補助金で説明しました小中学校等への補助金同様に、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスクやオゾン除菌脱臭機など消耗品や備品購入に要する経費に対して補助される熊本県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金でございます。

次の款１８・繰入金、項１・基金繰入金、目８、節１・まちづくり交流基金繰入金の１５０万円は、空き家の利活用促進のため、不要物の撤去及び改修工事等に要する経費の一部を補助する、八代市空き家バンク活用促進事業補助金の申請が当初の予定を上回るため、不足する額に活用するものでございます。

次に、款２１、項１・市債、目６・土木債、節４・都市計画債の１２０万円は、先ほど国庫補助金で説明しました公園整備事業に係るもの

で老朽化した都市公園のトイレ改築・バリアフリー化に要する経費に対して補助される都市公園安全・安心対策緊急支援事業補助金を事業費から差引き後、充当率90%の公共事業等債を予定しております。

次に、目9・災害復旧債、節1・その他公共・公用施設災害復旧債の480万円は、先ほど第2表、債務負担行為補正で説明しました坂本支所仮設庁舎リース経費に係るもので、本年度中に使用予定の令和3年3月の1か月分に充当率100%の単独災害復旧事業債を予定しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費に、先ほど市債で説明いたしました坂本支所仮設庁舎リース経費の市庁舎管理運営事業として482万1000円を計上いたしております。

次に、目9・コミュニティセンター費に新型コロナウイルス感染症対策事業として、各コミュニティセンターで使用するアルコール消毒液を購入する経費11万円を計上いたしております。

次に、項3、目1・戸籍住民基本台帳費に、先ほど国庫補助金で説明しましたが、番号制度導入事業として、マイナンバーの利用拡大に向けた住民基本台帳法及び戸籍法の改正に伴うシステム改修や、マイナンバーカードの申請増加に対応するため、会計年度任用職員の雇用に係る経費を合わせた1638万7000円を計上しております。

総務費は以上です。

続きまして、諸支出金を説明いたします。

19ページをお願いいたします。

款12・諸支出金、項1・基金費、目8・新型コロナウイルス感染症対策基金費に11億円

を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業のうち、市内中小事業者等に対して国及び県の融資制度の金利負担分及び信用保証料の一部補助に要する経費について、後年度負担分を基金への積立て対象とされたため、新たに創設する基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 10ページの農林水産業の県補助金ですね。強い農業づくり交付金事業補助金が不適用となったということですけど、こういった理由でだったんですか。

○財務部次長（尾崎行雄君） 国のほうが予算枠に対して要望額が多くて、八代市というか、地域農協さんが要望していた部分が不採択になったということでございますが、それで説明よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） その不採択の理由というのはオーバーしたということでの理解ですかね。何かほかに理由があるのかなと思っております。

○財務部次長（尾崎行雄君） ほかの理由はちょっと聞いておりませんので。（委員橋本徳一郎君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 歳出もいいですか。今は歳入だけでしたか。

○委員長（橋本幸一君） 歳入と、歳出については総務費と諸支出金の部分。

○委員（堀 徹男君） はい。よろしいですか。

○委員長（橋本幸一君） 今のちょっとぎりぎりのところやったもんだけですね。橋本徳一

郎委員の案件も、歳出の部分も絡んで歳入が入ってくるわけですが、そこはしっかりかみ分けて質問してください。

○委員（堀 徹男君） 歳出のほうで聞かせていただきますけど、コミュニティセンターとかに配備するアルコール消毒液の予算も組まれていますけど、品物は実際に調達、今できる状況なんですかね。（「歳出はいいんですか」と呼ぶ者あり）

○財務部次長（尾崎行雄君） 現状ですね、市場にもかなり出回ってきてますので、十分入手可能という判断をしております。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、歳入等及び歳出の第2款・総務費及び歳出の第12款・諸支出金について終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。
（午前10時20分 小会）

（午前10時20分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第8款・消防費について、総務企画部より説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）
おはようございます。総務企画部の黒瀬です。よろしくお願いいたします。

消防費について御説明申し上げます。着座にて御説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）
補正予算書第9号、16ページをお願いいたします。中段の表を御覧ください。

款8・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費で717万6000円を補正予算として計上しています。この予算の財源の3分の1は、消防団設備整備補助金でございます。これは、災害時に消防団が効果的に救助活動を行えるよう、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年で、チェーンソーやAEDなどの消防用資機材を消防団に配備する経費です。今年度で配備完了となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。
（午前10時22分 小会）

（午前10時23分 本会）

◎議案第81号・専決処分の報告及び承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第81号・令和2年度八代市一般

会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎でございます。引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第81号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和2年度八代市一般会計補正予算書・第7号で、6月定例会後の令和2年7月豪雨災害に伴い、緊急に対応が必要となった災害復旧事業及び被災者支援等に係る経費を令和2年7月20日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ15億5200万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ776億6750万円といたしております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては14ページの表で説明いたします。

それでは、14ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、1の追加では、災害廃棄物処理事業で6500万円を追加しております。

次に、2の変更では、災害復旧事業で補正前の24億5390万円から2億7230万円を増額し、27億2620万円に変更しております。詳しい内容は、後ほど歳入、款21・市債で説明を行います。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでござ

います。

続きまして、歳入を説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で7500万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策のための活動自粛要請の影響により低迷している本市の基幹産業であるイ業の継続支援策として、今回の豪雨により被災した住居の畳表の新調及び張り替えの経費に対する国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、目6・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金で3億2500万円を計上しております。これは、今回の豪雨により被災した坂本地区等から排出される災害廃棄物の収集運搬、処理及び災害廃棄物仮置場の開設・運営に係る経費に対する災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

次に、節2・公共土木施設災害復旧費補助金で2億円を計上しております。これは、今回の豪雨で宅地等に堆積した土砂や流木等の除去や運搬及び処分等の経費に対する堆積土砂排除事業補助金でございます。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節4・災害救助費負担金で2830万9000円を計上しております。これは、今回の豪雨により住家が被災し、学用品が使用できなくなった児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品等を現物支給するための経費分126万2000円、避難所開設運営経費及び避難者支援経費分2104万7000円及び給水車の手配経費分600万円でございます。

次に、目2・衛生費県負担金、節1・保健衛生費負担金で135万6000円を計上しております。これは、今回の豪雨で被災した坂本地

区等の床上・床下浸水した世帯を防疫する活動経費に対する疾病予防費県負担金でございます。

19ページをお願いします。

項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節3・災害弔慰費補助金で750万円を計上しております。これは、今回の豪雨で亡くなられた方々に八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金を支給することに対する災害弔慰費補助金でございます。

次に、目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で1330万円を計上しております。これは、今回の豪雨で被災した林道南川内線外2路線の応急復旧工事に要する経費に対する林道施設災害復旧費補助金でございます。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目15、節1・財政調整基金繰入金では、5億6423万5000円を計上しております。これは、地方財政法第4条の4第2号にありますように、災害により生じた経費の財源に財政調整基金を使うことができることとなっておりますので、今回の豪雨災害復旧経費等に対しまして、先ほど説明しました国や県の支出金及び後ほど説明します市債を差引き後、収支を図るために必要な金額を繰り入れるものでございます。この結果、財政調整基金の令和2年度末残高は、約13億7000万円となる見込みでございます。

今回、財政調整基金を取り崩しての対応となり、平成28年の熊本地震以降、新型コロナウイルス感染症対策など緊急かつやむを得ない事由への対応として、財源不足を補う機会が続いているため、残高が大きく減少しておりますが、今後、国の財政支援措置等の動向を注視し、財源に余裕が生まれる場合には積極的に積み立ててまいります。

20ページをお願いします。

款21、項1・市債、目9・災害復旧債、節1・その他公共・公用施設災害復旧債で90万円を計上しております。これは、今回の豪雨により商工施設のサンライフ八代において雨漏りが発生したため、天井の改修及び屋根部分の防水工事を行うもので、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

次に、節2・農林水産業施設災害復旧債で2740万円を計上しております。これは、先ほど県補助金で説明しました林道南川内線外2路線の応急復旧工事のほか、単独事業として行う林道久連子椎原線外14路線の応急復旧に要する経費に対して、補助事業分は県補助金を差引き後、充当率90%で860万円、単独事業分は充当率65%の1880万円でございます。

次に、節3・公共土木施設災害復旧債で2億4400万円を計上しております。まず、道路橋梁施設災害復旧事業の3560万円は、今回の豪雨により被害を受けました坂本地区の市道石丸線外16路線の路側崩壊など崩土の復旧や、泉地区の市道樅木線外12路線の崩土の復旧工事、東陽地区の新開箱石線外4路線の落石撤去に係る復旧工事などのほか、本庁管内の二見本町二見赤松町2号線外3路線の堆積土砂撤去に係る災害復旧工事に対する市債で、充当率100%でございます。

次の堆積土砂排除事業の2億円は、今回の豪雨で宅地等に堆積した土砂や流木等の除去や運搬及び処分等の経費4億円から、先ほど説明しました国庫補助金2億円を差引き後、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

次の河川施設災害復旧事業の840万円は、今回の豪雨により被害を受けました二見地区の南川外7河川の護岸崩壊などによる災害復旧工事に係る市債で、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

次に、節4・歳入欠かん等債で6500万円を計上しております。今回、坂本地区等により

排出される災害廃棄物の収集運搬、処理及び仮置場の開設運営等を行う災害廃棄物処理事業6億5000万円の財源の一部として、災害対策債6500万円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

21ページをお願いします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費では491万7000円を計上しております。まず、市庁舎管理運営事業の本庁舎分14万円は、今回の豪雨から復旧・復興等のために一時的に必要とする公用車の駐車場20台分を借り上げる経費でございます。また、坂本支所の477万7000円は、今回の豪雨から復旧復興等のため必要とするレンタカー3台、新規購入3台の計6台の公用車確保に要する経費でございます。

次の項2・徴税費、目1・税務総務費では174万1000円を計上しております。これは、被災者の生活支援に資する罹災証明書の発行に必要な被害家屋等認定調査に要する事務用品やレンタカー10台などの経費でございます。

総務費は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今回の主な財源は財政調整基金繰入れということで、今御説明いただきましたけど、使い道としてはですね、こういうときのために使うということであるので、全くその本来の使い方だというふうには思っています。その後にですね、残高が13.7億円になるということで、前々回ぐらいの中期財政計画の中での御説明のときにですね、残高を40億でしたっけ、20億でしたっけ、何か熊本地震のときの使った額を想定して、その積立額を

想定するというような御説明があったかと思うんですけど、その額に持っていくまでの積立てのやり方というのを、国からのお金が来たときに、どうにかしてやりくりして積み立てておくということで、今御説明があったと思うんですけど、具体的にはどれぐらいの額が積み立てられそうなんですかね。年度で違うとは思いますが。財政計画で見込まれていた額に近づけるためにですね、積み立てていく具体的な方法というのはどんなものが想定されるんですか。

○委員長（橋本幸一君） それは、質問内容というのは、国から来るこれからのいろんな交付金なり、補助金なりのその辺の部分の積み立てる額がどのくらいかという、そういう質問ですか。

○委員（堀 徹男君） やり方がですね。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でございます。

現在、災害、またはコロナ等ですね、財調のほうを取り崩しておりますけれども、今後、年度末を迎えまして、当然災害等については、激甚災害等とかの指定も受けてまいりまして、補助率が上がってきますので、今回はまずいわゆる立替えという感じで考えております。

また、特別交付税等も措置を考えてありますが、今回は、特別交付税のほうは確実に歳入があるものだけを入れておりまして、そのほかは財調で調整を図っているところでございます。

今後の積立については、まだ具体的なところは考えておりませんが、まずは当初の見込みまでの残高までには戻したいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（中村和美君） 災害廃棄物処理も、民間もですね、入れているようですが、これ、八代市の業者さんだけで済むのかな、それとも坂本というのは大分被害を受けとるけん、どこかからも要請するというような考えとか、何かあるんですか。

○委員長（橋本幸一君） ちょっと小会します。

（午前１０時３８分 小会）

（午前１０時３８分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○委員（中村和美君） 意見ですので、できる限りですね、まだ台風時期でもありますので、早めにですね、災害処理を廃棄物処理はやっていただきますようお願いしときます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） さっき、財調の話も出ましたが、やっぱり緊急時ですので、そこはもう今後しっかりとまた基金を積み立てる計画等々もですね、しっかりやっていただきたいというのと、あと河川施設災害復旧事業の二見南川の８４０万円であるんですけども、県河川と市河川の部分ですみ分けがあったと思うんですが、今大変、二見の農家の方々が困られる現状があるということもあるので、その予算措置については県としっかり話し合って、引き続き頑張って取り組んでいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第８１号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第７号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第８７号・専決処分の報告及び承認について（令和２年度八代市一般会計補正予算・第８号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第８７号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第８号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等及び歳出の第２款・総務費及び歳出の第１０款・災害復旧費について、財務部より説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の６１ページをお願いいたします。

議案第８７号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和２年度八代市一般会計補正予算書・第８号で、先ほど説明しました７月２０日付の専決予算後に、引き続き今回の豪雨災害に伴う緊急の対応が必要となった災害復旧事業及び被災者支援等に係る経費を令和２年８月７日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、６５ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ１１０億３１６０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ８８億９９１０万円といたしております。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は68ページに記載しております表で説明いたします。

それでは、68ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございますが、1の追加で住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料（坂本支所分）は、令和2年7月豪雨により被災した坂本支所に設置しておりましたマイナンバーカードによる各種手続に必要な住民基本台帳ネットワーク機器一式が使用不能となりましたことから、新たにリース契約するため、令和3年度から6年度までの限度額56万4000円を設定いたしております。

第3表、地方債補正でございますが、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

1の追加では、災害援護資金貸付事業で2億8000万円を追加しております。また、災害し尿処理事業では、180万円を追加しております。

次に、2の変更では、災害復旧事業で補正前の27億2620万円から27億9010万円を増額し、55億1630万円に変更しております。また、災害廃棄物処理事業で補正前の6500万円から3億600万円を増額し、3億7100万円に変更しております。

詳細は、76ページの歳入、款21・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

72ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で12億3134万4000円を計上しております。

今回、災害廃棄物処理事業において、国庫補助金を差引き後の8割相当である12億240

0万円が特別交付税で措置されるものでございます。同様に、災害し尿処理事業では734万4000円が特別交付税でございます。

次に、款12・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農林水産業費分担金、節1・農業費分担金で1266万円を計上しております。これは、今回の豪雨により被災した農地復旧事業の受益者分担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で32億808万3000円を計上しております。これは、今回の豪雨災害で被害を受けました公共土木の道路橋梁施設、河川施設、公園施設の補助災害分復旧工事等に対する国からの負担金でございます。

まず、道路橋梁施設災害復旧費負担金の26億7667万1000円は、二見地区で下大野川4号橋の橋脚崩壊外3か所、坂本地区は市ノ俣線の道路崩壊外27か所、東陽地区は鹿路線の道路兼用護岸崩壊外2か所、泉地区は板木線の路側崩壊の復旧工事等に対する負担金でございます。

次の河川施設災害復旧費負担金の2億2859万4000円は、二見地区では鷹河内川の護岸崩壊外8か所、坂本地区は山神川の護岸崩壊外8か所の復旧工事等に対する負担金でございます。

次の公園施設災害復旧費負担金の3億281万8000円は、球磨川河川緑地に大量の土砂が堆積し、芝や木橋、シェルター、ベンチ等も大規模に破損・流出しておりますので、その復旧工事等に対する負担金でございます。

73ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で37万4000円を計上しております。これは、市内の小学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたため、施設の消毒に係る経費に対す

る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、目５・教育費国庫補助金、節２・小学校費補助金で１７３万２０００円を計上しております。これは、今回の豪雨災害により通学路が寸断された八竜小学校について、日奈久小学校の空き教室を活用し、教育活動を再開することとしましたが、使用する教室に空調設備がないため、設置型エアコンのレンタル経費に対する公立諸学校建物其他災害復旧費補助金でございます。

次の節３・中学校費補助金６４万円も、八竜小学校同様に坂本中学校について、日奈久中学校の空き教室に設置型エアコンのレンタル経費に対する公立諸学校建物其他災害復旧費補助金でございます。

次に、目６・災害復旧費国庫補助金、節１・厚生施設災害復旧費補助金で１５億３９１４万４０００円を計上しております。

これは、今回の豪雨により被災した家屋等で、罹災証明書等の判定が半壊以上のものについて、解体撤去を所有者に代わって市が実施する経費等に対する災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

このうち、公費解体分が１５億２２０８万円、ワイワイパークに災害ごみの仮置場を開設する経費分が７９２万円、被災したトイレのくみ取槽や浄化槽に土砂が流入している汚泥の処理経費分が９１４万４０００円でございます。

次の節２・公共土木施設災害復旧費補助金では６億円を計上しております。これは、７月専決で２億円計上しておりましたが、引き続き宅地等に堆積した土砂や流木等の除去や運搬及び処分等の経費に対する堆積土砂排除事業補助金でございます。

次に、款１５・県支出金、項１・県負担金、目１・民生費県負担金、節４・災害救助費負担金３億１９０９万円は、今回の豪雨により災害

救助法の規定に基づき実施する避難所運営事業、福祉避難所運営事業及び住宅応急修理事業に要する経費に対するものでございます。

次に、目２・衛生費県負担金、節１・保健衛生費負担金６７万６０００円は、今回の豪雨により被災した坂本地区等の衛生環境の悪化を防止するため、公共用地等の防疫活動に係る経費に対する疾病予防費負担金でございます。

７４ページをお願いします。

項２・県補助金、目２・民生費県補助金、節２・児童福祉費補助金では３２６８万９０００円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への熊本県独自の支援策として、国のひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象世帯に対して、１世帯当たり２万円の生活支援給付金を給付する経費に対して補助されるものでございます。

次に、目９・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金で２億２６０６万４０００円を計上しております。

まず、農業施設災害復旧費補助金の１億８６８６万２０００円は、坂本田上の農道や農地等４０３か所における路肩・路面崩壊等の復旧工事に対する補助金でございます。

次の災害復旧事業査定設計委託費補助金の１２３７万４０００円は、ただいま御説明しました農業施設災害復旧工事の測量設計費の一部に対する補助金でございます。

次の漁港施設災害復旧費補助金の２６８２万８０００円は、植柳漁港金剛地区の泊地しゅんせつ工事及び大鞘漁港の泊地内流木等の撤去工事に対する補助金でございます。

次に、節２・公共土木施設災害復旧費補助金で１２００万円を計上しております。これは、先ほど国庫補助金で説明いたしました国の堆積土砂排除事業補助金の対象とならない宅地内堆積土砂等の排除に要する経費について、熊本県

が独自に補助するものでございます。

次に項３・委託金、目１・総務費委託金、節５・統計調査費委託金では、３９７万２０００円を計上しております。これは、国勢調査におけるインターネット回答の促進及び新型コロナウイルス感染症対策として、調査員のスマートフォンによる聞き取り回答やマスク着用除菌等を行う経費に対する委託金でございます。

７５ページをお願いします。

款１７、項１、寄附金、目５、節１・災害復旧費寄附金で９４４万３０００円を計上しておりますが、これは、今回の豪雨災害に対して全国の皆様から早期の復旧・復興を支援する豪雨災害寄附金でございまして、今回、広報広聴活動事業に係る広報やつしろ・災害臨時号の発行経費６７４万３０００円とごみ収集管理事業に係る収集箱設置経費２７０万円に活用予定としております。なお、９月７日現在で約４０００万円の災害復旧費寄附金を頂いております。

次に、款１８・繰入金、項１・基金繰入金、目７、節１・二見川渇水対策施設維持管理基金繰入金では、５０万１０００円を計上しております。これは、今回の豪雨により被災した二見川渇水対策施設の管理用道路の修繕に係る経費分の繰り入れるものでございます。

次に目１５、節１・財政調整基金繰入金では、４億５５２８万８０００円を計上しております。これは、先ほど７月専決でも説明しましたが、国や県の支出金等特定財源を差引き後、収支を図るために必要な金額を繰り入れるものでございます。この結果、財政調整基金の令和２年度末残高は９億２０００万円となる見込みでございます。

７６ページをお願いいたします。

款２１、項１・市債、目２・民生債、節１・社会福祉債で２億８０００万円を計上しております。これは、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により住居に半壊以上

の被害などを受けた世帯主に対し、災害援護資金を貸し付けるための市債で、充当率１００％でございます。

次に、目９・災害復旧債、節１・その他公共・公用施設災害復旧債で１５２０万円を計上しております。

まず、市庁舎管理運営事業（坂本支所）の４８０万円は、今回の豪雨にて坂本支所庁舎が被災したため、仮設庁舎を設置するまでの期間、臨時的に設置するコンテナハウスのリース等の経費分、次の令和２年７月豪雨被災車両購入事業の５７０万円は、被災して使用不能となった公用車４台の購入経費分でございます。

次の商工施設災害復旧事業２４０万円は、泉町の観光施設である左座家の水道管修繕や新八代駅の観光物産案内所の空調設備工事に要する経費分でございます。

次の総務施設災害復旧事業２３０万円は、廃校後、普通財産として管理しております旧泉第一小学校のグラウンドのり面が崩落したため、復旧に要する経費や坂本地区の携帯電話伝送路修繕に要する経費分でございます。いずれも充当率１００％の単独災害復旧事業債でございます。

次に、節２・農林水産業施設災害復旧債で１億２２６０万円を計上しております。

まず、農業施設災害復旧事業の３２５０万円は、先ほど県補助金で説明しました坂本町田上の農道や農地等４０３か所における路肩・路面崩壊等の復旧工事にかかるもので、受益者分担金や県補助金を差引き後、補助分は充当率９０％、単独分は充当率６５％の災害復旧事業債でございます。

次の林道施設災害復旧事業の７７２０万円は、林道坂本山江線等３１路線の測量設計委託に要する経費分で、補助分は充当率９０％、単独分は充当率６５％の災害復旧事業債でございます。

次の漁港施設災害復旧事業の１２９０万円は、先ほど県補助金で説明しました植柳漁港及び大鞘漁港の復旧工事に要する経費に係るもので、県補助金を差引き後、充当率９０％の補助災害復旧事業債でございます。

次に、節３・公共土木施設災害復旧債で２６億５２３０万円を計上しております。

まず、道路橋梁施設災害復旧事業の１６億６８９０万円は、先ほど国庫負担金で説明しましたが、二見地区の下大野川４号橋の橋脚崩壊と、坂本地区の市ノ俣線の道路崩壊等１０５路線の復旧工事等にかかるもので、国庫負担金を差引き後、充当率１００％の災害復旧事業債でございます。

次の堆積土砂排除事業の６億１２００万円も、先ほど国庫補助金と県補助金で説明しましたように、宅地等に堆積した土砂や流木等の除去や運搬及び処分等にかかるもので、国庫補助金及び県補助金を差引き後、充当率１００％の災害復旧事業債でございます。

次の河川施設災害復旧事業の１億４９５０万円は、先ほど国庫負担金で説明しました二見地区の鷹河内川等９か所及び坂本地区の山神川等９か所の補助対象の復旧工事等に加えて、単独事業の１１河川の復旧工事や測量設計等にかかるもので、国庫負担金を差引き後、充当率１００％の災害復旧事業債でございます。

次の公園施設災害復旧事業の２億２１９０万円も、先ほど国庫補助金と県補助金で説明しました球磨川河川緑地の補助対象の復旧工事等に加えて、単独事業として３公園の復旧工事等にかかるもので、国庫負担金を差引き後、充当率１００％の災害復旧事業債でございます。

次に、節４・歳入欠かん等債で３億７８０万円を計上しております。

まず、災害廃棄物処理事業の３億６００万円は、先ほど国庫補助金で説明しましたが、今回の豪雨により被災した家屋等で罹災証明書等の

判定が半壊以上のものについて、解体撤去を所有者に代わって市が実施する経費等にかかるもので、国庫補助金を差引き後、８割程度は特別交付税で措置されますので、残る経費の２割相当に対して充当率１００％の災害対策債でございます。

次の災害し尿処理事業の１８０万円も同様に、残る経費の２割相当に対して充当率１００％の災害対策債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

７７ページをお願いします。

款２・総務費でございます。項１・総務管理費、目２・文書広報費では、広報広聴活動事業で６７４万３０００円を計上しております。これは、本市の災害からの復旧・復興に向けた取組や生活再建支援策などをまとめた広報やつしろ・災害臨時号を冊子として取りまとめ、市報と一緒に配布する経費について補正するものでございます。なお、特定財源としまして、全額災害寄附金を予定しております。

次に、目４・財産管理費では５７２万８０００円を計上しております。

まず、各種損害保険加入事業の２２万６０００円は、今回の豪雨災害からの復旧・復興に使用するために、トヨタ自動車株式会社から無償貸与される車両に対し、任意保険を掛ける経費について補正するものでございます。

次の市庁舎管理運営事業の５５０万２０００円は、坂本支所の仮設庁舎を設置するまでの期間、坂本町内で窓口業務等のサービスを再開させるため、コンテナハウスを設置するリース経費等について補正するものでございます。

特定財源は、財政調整基金繰入金９２万８０００円及び充当率１００％の単独災害復旧事業債４８０万円でございます。

次に、目５・企画費では、復興推進事業で１９６９万６０００円を計上しております。これ

は、被災した坂本地域の早期復興を図るため、坂本町復興計画の策定を委託する経費等について補正するものでございます。

次に、目 7・交通防犯対策費では、生活交通確保維持事業で 902 万 7000 円を計上しております。これは、JR・バス等の幹線交通が運休している坂本地区の生活移動を支援するため、代替輸送を委託する経費について補正するものでございます。

次に、項 2・徴税費、目 1・税務総務費では、被害家屋等認定調査事業で 25 万 9000 円を計上しております。

これは、被災者の生活支援に必要な罹災証明書の発行のために、住家の被害認定二次調査に係る経費について補正するものでございます。

78 ページをお願いします。

項 3、目 1・戸籍住民基本台帳費は 198 万 2000 円を計上しております。

まず、戸籍住民基本台帳事務事業の 189 万 9000 円は、坂本支所が被災したことに伴い、紙で保存していた除籍簿 35 冊分の修復と戸籍システム用端末等一式の購入に要する経費を補正するものでございます。

次の番号制度導入事業の 8 万 3000 円は、先ほど債務負担行為で説明しましたように、被災した坂本支所に設置しておりました住民基本台帳ネットワーク機器を新たにリース契約するための経費を補正するものでございます。

次に、項 5・統計調査費、目 2・基幹統計費では、国勢調査事業で 397 万 2000 円を計上しております。

これは、先ほど県の委託金で説明しましたように、国勢調査におけるインターネット回答の促進及び新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費等について補正するものでございます。特定財源は、全額県委託金でございます。

総務費は以上でございます。

続きまして、災害復旧費を説明いたします。

85 ページをお願いいたします。

款 10・災害復旧費、項 4、目 2・その他公共施設・公用施設災害復旧費では、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧事業として、237 万 9000 円を計上しております。

先ほど災害復旧債で説明しましたが、まず総務施設は、廃校後、普通財産として管理しております旧泉第一小学校のグラウンドのり面が崩落したため、復旧に要する経費について補正するものでございます。また、携帯電話伝送路は、被災した坂本地区の携帯電話伝送路修繕に要する経費について補正するものでございます。特定財源は、充当率 100% の単独災害復旧事業債 230 万円と財政調整基金繰入金 7 万 9000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 76 ページに市債が大分書かれてますけども、今回の市債の運用で市債の残高というか、幾らぐらいになるのかなと思ひまして。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でございます。恐れ入りますけれども、88 ページをお開きください。

こちらで市債の残高のほうを記載させてもらっています。トータル 816 億 5900 万でございます。

以上です。（委員橋本徳一郎「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） もう一点、その次のページの総務費の企画費、復興推進事業の 1900 万についてなんですけども、これプロポーザルで外に委託するということで、ホームページに載っていたんですかね。8 月の 20 日にた

しか載ってたと思うんですけど。ちょっとこれ、具体的にすると、少しタイミング的に早めに策定するという意図は分かるんですけども、いろんなデータとかがそろってない段階での委託というか、そういうのがどうしてこういう形で早くなったのかなというのは思いまして、その辺を説明いただきたいなと思います。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 復興推進課、宮川でございます。よろしく願いいたします。

まず、業務委託でございますけれども、プロポーザルの関係から先に御説明いたしますと、8月17日からプロポーザルを開始いたしまして8月25日までということで実施いたしました。大変タイトなスケジュールじゃないかという御指摘かと思いますが、5者応募いただきまして、いずれも復興計画の策定の経験のあるコンサルタント様のほうに応募いただいたということでございます。1次審査、2次審査を経まして、9月1日付で契約のほうをさせていただいております。

データがそろってない中での発注がいかかかというような御指摘もあったかと思いますが、発災しました後の被害状況というのは、いろいろ今後ですね、データのほうは国・県あたりともデータをいただきながら精査することとしまして、まずはですね、やはり今回被災されました坂本町地域住民の皆様方、この皆様方にできるだけ復興の方向性をですね、早く、年内にはお示しをしたいという思いで、準備のほうを進めておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了い

たします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 今日、後で、多分資料がついているので、説明があると思うんですけど、先ほど言った復興計画の策定ですね。年内というのは、できるだけ早いほうがいいというのは分かるんですけども、その間の、その策定に対してですね、この前の県の令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の中でも、中流域の評価についてはあんまり具体的な数字が出てなかったと思います。そういった分も含めて復興も、それと併せて住民の意見ですね、意向、意見がどれだけ反映されるかというのが一番重要な部分だと思うんで、熊本地震での益城の道路の4車線化とかいう形でもですね、かなりもめてますね。実際、復興計画が止まっているということも聞きますので、そういうのもですね、ぜひ慎重にやって。期限に間に合うというのは前提にはなるんですけども、しっかり住民の意向を組み込んだ形で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） これについては、後ほどまた詳しく説明ございますので、そのとき、よろしく願いいたしたいと思います。

ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 八竜小、坂本中の設置型クーラーというところが、先ほど説明があったんですが、スポットになるのかなとは思うんですけども、なるべくいいやつじゃなくて、冷えるやつを、子供は未来の宝ですので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（太田広則君） 交通防犯対策費の生活交通確保維持事業の代替ですね。バスでなるかと思っています。ちょっと長期になるかと思いますが、安全運転走行をですね、ぜひお願いしとき

たいなというふうに思います。事故のないよう
にお願いいたします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で歳入等及び歳
出の第２款・総務費及び歳出の第１０款・災害
復旧費について終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前１１時０８分 小会）

（午前１１時０９分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第８款・消防費について、総務企画部
から説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

消防費につきまして、着座にて御説明させて
いただいでよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

議案書の８２ページをお願いいたします。上
段の表を御覧ください。

款８・消防費、項１・消防費、目４・防災管
理費で８９万６０００円を補正予算として計上
しています。これは、今回の豪雨により被災し
た坂本地区の防災行政無線について、緊急に調
査するための経費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ
しくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより
採決いたします。

議案第８７号・令和２年度八代市一般会計補
正予算・第８号中、当委員会関係分に係る専決
処分の報告及びその承認については、承認する
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手多数と認め、本
件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前１１時１０分 小会）

（午前１１時１２分 本会）

◎議案第８９号・専決処分の報告及び承認につ
いて（令和２年度八代市ケーブルテレビ事業特
別会計補正予算・第１号）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第８９号・令和２年度八代市ケー
ブルテレビ事業特別会計補正予算・第１号に係
る専決処分の報告及びその承認についてを議題
とし、説明を求めます。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の
早木でございます。よろしくをお願いいたしま
す。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） 議案書の９９
ページをお願いをいたします。

議案第８９号・専決処分の報告及びその承認
についてでございます。

内容は、専決第１７号・令和２年度八代市ケ
ーブルテレビ事業特別会計補正予算（第１号）
で、令和２年７月４日に発生しました豪雨にお
いて被害が生じました坂本町のケーブルテレビ
施設災害復旧費及び災害復旧事業に伴う起債限
度額の設定をし、早急な対応を行う必要から、
令和２年８月７日に専決処分を行ったものでご
ざいます。

それでは、１０３ページをお願いいたしま
す。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます

が、歳入歳出それぞれ３６６０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ５９２７万円といたしております。また、第２条では地方債の設定をしておりますが、内容につきましては、１０７ページで御説明をいたします。

それでは、１０７ページの表をお願いをいたします。

まず、２、歳入でございますが、款７・市債、項１・市債、目１・災害復旧債、節１・ケーブルテレビ施設災害復旧債の３６６０万円は、充当率１００％の災害復旧事業債でございます。

続きまして、下の段、３、歳出でございますが、款３・災害復旧費、項１・災害復旧費、目１・ケーブルテレビ施設災害復旧費、節１０・需用費の３０００万円は、被害を受けました坂本町地区内のケーブルテレビ施設、すなわち伝送路の修繕や放送設備や増幅器、無停電電源装置等の修理費用で、また、節１７・備品購入費は、関連します機器装置等の購入費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第８９号・令和２年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第１号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前１１時１５分 小会）

（午前１１時１５分 本会）

◎議案第８３号・専決処分の報告及び承認について（八代市災害派遣手当に関する条例）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第８３号・八代市災害派遣手当に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第８３号・八代市災害派遣手当に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案書は４５ページからになります。

説明につきましては、右上に議案第８３号関係資料と書いております配付資料にて説明させていただきます。

まず、１、制定の趣旨を御覧ください。

災害対策基本法等により、災害応急対策、災害復旧等のために、本市に派遣された国や他の自治体の職員に対し災害派遣手当を支給することができるようになっておりますので、本市におきましても、派遣された職員に対し災害派遣手当を支給することができるよう条例を制定するものでございます。

これまで、本市では、石巻市や益城町等に職員を派遣していますが、それぞれの市や町から、本市の派遣職員に対し災害派遣手当が支給

されていまして。

本市におきましては、これまで災害による派遣職員を受け入れておりませんでしたので、本条例を整備しておりませんでした。

今回の豪雨災害を受けまして、本市におきましても、国や他の自治体から職員の派遣を受けておりますが、現段階では1か月程度の短期派遣であり、被災地である八代市の負担とならないように派遣元のほうから旅費や宿泊費が支払われていましたことから、災害派遣手当の支給は発生しておりません。

しかしながら、現在、土木職等の技術職員の中長期の派遣を要望しておりますので、今後は本条例に基づく災害派遣手当の支給が発生するものと考えております。

次に、2、制定の内容を御覧ください。

(1) 支給対象者につきましては、派遣された職員のうち、住所または居所を離れて本市の区域に滞在することとなった者に対して支給するものとしております。

(2) 災害派遣手当の額であります。滞在するために必要な経費として、滞在する期間及び施設の利用区分に応じて国の定める基準に従い、手当額を定めております。

派遣職員の宿舎につきましては、他市と同様に民間のアパート等を借り上げて対応する予定としておりますが、その場合、施設の利用区分が公用の施設またはこれに準ずる施設となり、1日につき3,970円を災害派遣手当として支給することになります。

(3) 支給の方法ですが、月の1日から末日までの期間に係るものを、翌月の給料の支給日に支給することとしております。

次に、3、施行日ですが、公布の日から施行し、令和2年7月4日以後に発生した災害に係る災害派遣手当について適用するものとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 技術職の方が来られるときに、長期にわたるようなという、今、説明があったんですが、今、総合体育館の対応されてる部分で、神戸市の職員さんが1か月といわん、おんなつと思うんですけど、ああいった方々も今度はこれに対象になってはくるんですかね、こないんですかね。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 岡山市とか、神戸市さんとか、避難所の運営に携わっていただいたんですけども、ちょうど約1か月ぐらい来ていただいたんですけども、そちらの場合は派遣元のほうからですね、旅費や宿泊費等が支給されておりますので、今回、災害派遣手当を支給することにはなりませんでした。（委員成松由紀夫君「ああ、なるほどですね。はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第83号・八代市災害派遣手当に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

○議案第85号・専決処分の報告及び承認につ

いて（令和２年７月豪雨による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第８５号・令和２年７月豪雨による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（中田利一郎君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民税課の中田でございます。よろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民税課長（中田利一郎君） 議案書の５３ページをお願いします。

議案第８５号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がありますことから提案するものです。

５４ページをお願いします。

専決第１３号専決処分書でございます。案件名は、令和２年７月豪雨による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例でございます。

５５ページをお願いします。

内容につきましては、市民税及び固定資産税、同じでございますので、私のほうから説明させていただきます。

現条例では、市民税及び固定資産税の減免申請の提出期限は、納期限前７日までとなっております。このたびの災害においては、被災者の多くの方が避難され、また、後片づけに追われておられる状況の中、納期限の７日前までに減免申請をすることは困難と考えられ、納期限の７日前の日以後において市長が別に定める日ま

でと読み替えて適用するものです。

市長が別に定める日につきましては、特例規則をつくりまして、令和３年３月３１日までとしております。

専決しました理由は、可能な限り速やかに被災された方々に対し、減免の取扱いを周知するとともに、減免の事務処理を進めるためでございます。

なお、この条例の公布日は令和２年７月２９日で、令和２年７月４日からの適用としております。

また、本条例につきましては、平成２８年熊本地震に伴う特例と同様の取扱いとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第８５号・令和２年７月豪雨による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第９４号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、条例議案の審

査に入ります。

議案第94号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（中田利一郎君） また、よろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民税課長（中田利一郎君） 議案書129ページをお願いします。

議案第94号・八代市市税条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税義務者等に及ぼす影響の緩和を図るための税制上の措置が講じられたことに伴い、八代市市税条例の一部改正を行うものです。

130ページに改正する条例が記載されておりますが、改正内容につきましては、お手元に配付しております、右上に議案第94号関係資料1により御説明します。なお、関係資料2は、新旧対照表でございます。

それでは、資料1をお願いします。

まず、軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限延長でございます。施行日は条例の公布日となります。

令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が創設されました。あわせて令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した50万円を超える自家用の三輪以上の軽自動車について非課税措置及び税率を1%軽減する特例措置がなされましたが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策により、取得期間（特定期間）を令和3年3月31日まで延長することに伴い改正するものでございます。

次に、個人住民税関係ですが、新型コロナウ

イルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例として附則第24条を追加するものです。施行日は令和3年1月1日です。

改正の内容は、新型コロナウイルス感染症に関し、中止等となった文化芸術・スポーツイベントのチケット等を購入していた個人が、その払戻しを受けることを、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間内に放棄した場合、購入金額の20万円を上限に寄附金とみなし、個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、附則25条を追加するものです。施行日は令和3年1月1日でございます。

改正の内容は、令和元年10月の消費税率の引上げにより、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住した場合、住宅借入金特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、この期間を10年間から13年間に延長され、控除の期間が令和15年度までとする特別措置が講じられましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設の遅延等が生じていることなどを踏まえ、入居する期間を1年間延長し、令和3年12月31日までとされ、控除の期間も令和16年度までに延長されることにより改正するものでございます。

以上が市民税課所管分でございます。

○資産税課長（機智三郎君） 続きまして、資産税課所管分を資産税課の機から説明いたします。

それでは、着座いたしまして説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○資産税課長（機智三郎君） 資料1の2ページ目を御覧ください。

資産税課所管分は2点ございまして、まず1

点目は、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置についてでございます。施行期日は、条例公布の日からでございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和３年度課税の１年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を次の要件に応じて軽減するものでございます。

軽減の要件・内容でございますが、令和２年２月から１０月までの任意の連続する３か月間の売上高が、前年の同期間と比べて３０％以上５０％未満減少しているものについては２分の１、５０％以上減少しているものについては全額を軽減するものでございます。

軽減の対象は、令和３年度課税の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税で、土地については対象とはなりません。

申告期限は、令和３年１月３１日までに申告が必要となっており、これは償却資産の申告期限に合わせたものでございます。

続きまして、２点目の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充についてでございます。施行期日は、先ほどと同じく条例公布の日からでございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した、一定の要件を満たす事業用家屋と構築物に係る固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年間はゼロに軽減するものでございます。

これまでの対象が機械及び装置、器具、備品などの償却資産だけとしていたものを事業用家屋と構築物まで拡充するものでございます。

また、拡充する部分の特例措置の割合については、ゼロから２分の１の範囲で自治体が条例で定めることとされており、既存の特例割合に合わせて、ゼロで提案するものでございます。

続きまして、資料２の新旧対照表を御覧ください。

まず、改正法の第１条による改正につきましては、附則第１０条の読替規定の中に、法附則の第６１条と第６２条を追加しております。第６１条が、先ほど説明しました１点目の中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の分で、第６２条が、２点目の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充分でございます。また、第１０条の２の第２５項が拡充する部分の特例割合をゼロ——零とする部分でございます。

続く２ページ目の第２条による改正では、法附則にさらに２条が追加されたことから、第６１条が第６３条に、第６２条が第６４条に変更となっているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 市民税のほうで、個人住民税関係のスポーツチケットとかというのを払戻しを受けなかったら、寄附とみなすといった、こういった制度をつくった、その周知の方法ですね。機さんのほうは、中小企業の経営とかといえば、税理士さんあたりが入って、減免の指導とかってされると思うんですが、個人の市民税関係の申告の際にとかっていうのにはですね、これはなかなか周知をしっかりとしないと難しいんじゃないかなと思うんですね。その辺は議案が通った後にどのようなアクションを考えていらっしゃるのかなというのを一つお伺いしたいと思います。

○市民税課長（中田利一郎君） この寄附金控除については、イベント等の中止等によりますことについては、市報のほうを先にですね、法が制定しておりますもので、地方税法の改正がありましたので、市報のほうに先に掲載させていただいております。それからまた、ホームページのほうでも掲載させていただいて。まず、大本の国税が絡んできますので、税務署のほうと原本とをお互いすり合せていただいて、こういう内容で示してくださいというようなことで、市報のほうとホームページ、それから各支所のほうの窓口にもチラシを配布させていただいております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第94号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前11時36分 小会）

（午前11時36分 本会）

◎議案第93号・八代市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第93号・八代市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを議題

とし、説明を求めます。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でございます。よろしくお願いします。

では、座って説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財政課長（田中智樹君） では、議案書127ページをお願いいたします。

議案第93号・八代市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について御説明いたします。

今回提案いたしております条例でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内中小事業者の方々が、国及び熊本県が実施する融資制度を利用された場合、本市が行います最長5年間の金利負担及び保証料の補助に要する経費について、その財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として基金を設置するため、所要の条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、まず第2条の基金に積み立てる額は、予算で定める額としており、今般の補正予算におきまして11億円の積立てを提案いたしております。

次に、第6条の処分では、第1条に規定する目的達成のための経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとしてあります。

附則といたしまして、条例の施行期日は公布の日とし、本条例の失効期日を令和8年3月31日といたしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第93号・八代市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(午前11時39分 小会)

(午前11時39分 本会)

◎議案第95号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第95号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長(上角愛美子君) 市民課、上角です。よろしくお願いします。

それでは、八代市手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございます。国をはじめ本市におきましても、社会保障・税番号制度の導入によります市民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的といたしまして、マイナンバーカードの取得促進に努めているところです。

このたび、マイナンバーカードのさらなる取得促進の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、この法律の一部が改正、令和2年5月25日に施行され、個人番号の通知カードが廃止されました。この廃止に伴いまして、この通知カードを紛失したといったことなどによります再交付

に係る手数料を廃止するに当たりまして、条例の改正が必要となりました。

そこで、八代市手数料条例第2条中、第13号で定められていました個人番号の通知カードの再交付手数料500円の部分を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(堀 徹男君) 1点、すいません、確認させてください。

写真つきで持ってるカードは、あれが通知カード。通知カードというのははがきについてる何か薄っぺらい紙のやつでしょう。

○市民課長(上角愛美子君) そうですね。最初に来たものが通知カードです。手続をして交付をするものがマイナンバーカードということになります。

今回、この通知カード、その前のですね、紙のカードの廃止ということでございます。(委員堀徹男君「はい」と呼ぶ)

○委員長(橋本幸一君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第95号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前 11 時 42 分 小会）

（午前 11 時 43 分 本会）

◎議案第 96 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第 96 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（小川正芳君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局、小川でございます。

133 ページ、議案第 96 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会事務局長（小川正芳君） 事前に資料をお配りしてあるかと思いますが、そちらに沿って御説明をさせていただきます。

選挙運動用のビラの頒布につきましては、今まで国政選挙及び市長選挙などの首長選挙に限り認められておりましたが、平成 29 年の公職選挙法の一部改正により、平成 31 年 3 月以降に行われる市議会議員等の地方公共団体の議会の議員の選挙においてもビラ頒布が可能となりました。また、条例で定めるところにより、ビラ作成の費用を公費で負担することができることとなりました。

本市では、八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に

より、市長選挙においては既に選挙運動用のビラ頒布の費用を公費負担とすることが規定されていることから、令和 3 年度に任期満了により執行予定である市議会議員選挙においても公費負担の対象とするよう、条例改正を提案するものでございます。

条例の改正箇所につきましては、別添の新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

公職選挙法の改正により、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能となりましたが、その概要につきましては、別添の資料 1 を御覧いただきたいと思います。

ビラの数の制限として、候補者 1 人につきビラ 2 種類以内 4000 枚まで、また、立候補届出後に選管から交付される証紙を選挙運動用ビラに貼付しなければならないこととされております。

その他、ビラの規格は A4 サイズ以内、頒布の方法は新聞折り込みや選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限定され、そのほかの方法ではできないこと、記載内容等については、顔写真、名前、公約などを掲げることが規制されております。

次に、条例改正後の公費負担について、2 ページから 5 ページまでの資料 2 に載せておりますので、御覧いただきたいと思います。

2 ページ一番下の網かけ部分が条例改正による、今回新たに設けられることとなる市議会議員議員選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担についての箇所です。

これまで認められていなかった市議会議員選挙におけるビラの頒布が、法改正により認められることとなり、なおかつ、条例で定めることにより、ビラ作成費用を公費で賄うことが可能となります。作成単価については、公職選挙法施行令の規定に基づき、1 枚につき 7 円 51 銭以内となり、枚数の上限が 4000 枚となります。

ビラ作成費用の公費負担の請求手続の流れにつきましては、3 ページ上段に載せております。作成業者へ直接市が支払う形を取らせていただきますが、これは同じく公費負担の対象である選挙運動用ポスター作成費用の請求手続と同様の流れとなります。

資料4 ページから候補者1 人当たりの公費負担上限額について載せております。

市長選挙については、ビラの頒布の公費負担が既に認められており、今回の変更はございませんが、5 ページに掲載しております市議会議員選挙については、網かけ部分のとおりビラの作成が今回から新たな公費負担の対象となります。

6 ページからの資料3 に、公職選挙法等の法令の改正箇所につきまして載せております。今回の条例改正案は、これらの法令に準拠するものでございます。

なお、公費負担の実施については、おのこの地方公共団体の判断に委ねられておりますが、今般の公職選挙法の改正趣旨が、お金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段の確保を目指すものであること、並びに本市の市議会議員選挙では選挙運動用自動車の借入れやポスター作成費用などについては、既に公費負担としていることから、ビラ作成費用についても公費負担の対象とし、条例改正を行うべきものと考えてところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第9 6 号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員会報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前1 1 時5 0 分 小会）

（午前1 1 時5 1 分 本会）

◎その他

・「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」議決の要請について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、付託されました案件のほか全国市議会議長会から「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の議決について要請がなされております。

議会運営委員会で協議の結果、当委員会に送付されてきました。つきましては、その取扱いを御協議願いたいと思います。また、内容につ

いては、お手元に配付の資料のとおりであります。

それでは、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 小会いたします。

（午前 11 時 52 分 小会）

（午前 11 時 54 分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、この意見書につきましては、皆さん趣旨に賛同し、議員発議するということでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、本件の趣旨に賛同の上、議員発議として提案いたしたいと思えます。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続きを取らせていただきますので、御了解願いたいと思えます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、私、委員長とのことでございますので、そのようにいたします。

小会いたします。

（午前 11 時 54 分 小会）

（午前 11 時 55 分 本会）

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

このうち、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して 2 件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査 （八代市地域公共交通計画の策定について）

○委員長（橋本幸一君） それでは、まず、八代市地域公共交通計画の策定についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それでは、八代市地域公共交通計画の策定について御説明します。

八代市地域公共交通計画の策定の方向性につきましては、6 月の総務委員会で御説明しておりましたが、その後、計画の策定作業を進めるとともに、具体的な路線バスや乗合タクシーの見直しについて、地域や事業者等との調整を行ってまいりましたので、その内容について御説明申し上げます。

それでは、参考資料の 1 ページをお開きください。

八代市地域公共交通計画素案の概要を御覧ください。主な計画上の項目と該当ページを抜粋して記載しております。

まず、1、計画の位置づけです。八代市地域公共交通計画は、地域公共交通活性化再生法に基づき、第 2 次八代市総合計画を上位計画としながら、その他の本市の様々な関連計画で求められる公共交通の役割を果たし、本市の活性化に寄与することを目的に策定します。

こうした法令や計画で求められる役割を踏ま

え、ページ右側の上段に3、八代市における地域公共交通のあり方をまとめております。

ここでは、まちの将来像を実現するために、6つの柱を掲げております。

また、現行の網形成計画では、公共交通をいかに確保・維持していくかという視点で計画を策定しておりました。

しかし、今回の計画につきましては、まちの将来像を実現するため、長期的な視点から地域公共交通の在り方を整理しております。

次に、ページ左下の2、地域公共交通の問題点・課題を御覧ください。

まちの将来像の実現に向け、公共交通が役割を果たすために、短期・中期的に対応が求められる問題点や課題を3点に絞り、整理いたしております。利便性、効率性、持続可能性に対する課題でございます。

今回は特に、公共交通の持続可能性に対する課題としまして、新型コロナウイルス感染症からのV字回復や令和2年7月豪雨からの復旧復興を盛り込んでおります。

お手数ですが、別冊の八代市地域公共交通計画素案の31ページをお開きください。

下段の⑧の新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用減少からの回復でございます。

まず、路線バス、乗合タクシーの利用者数が前年同月比43%、またタクシー事業者の運送収入が前年同月比45%程度まで落ち込むなど、公共交通も大きな影響を受けております。

タクシー事業者の経営が立ち行かなくなった場合には、本市からお願いしております乗合タクシーの運行も困難となり、早期回復に向けた取組が課題となります。

続いて次のページ、32ページをお開きください。

⑨令和2年7月豪雨からの復旧・復興です。

令和2年7月豪雨では、坂本地域が甚大な被害

を受けておまして、JR肥薩線の復旧のめどが立たない中、早急な移動手段の確保が求められております。

本市でも、8月3日からジャンボタクシーによる坂本駅・八代市役所間の無料運行を実施しており、また、JR九州でも昨日10日からジャンボタクシーによる代行運行を一部区間において始められたところです。

現在、復旧・復興の状況は刻々と変化しておりますことから、今後、坂本町の復旧・復興のステップや地域住民の生活に合わせ、段階的かつ柔軟に公共交通を構築することが課題となります。

それでは、参考資料の1ページにお戻りください。

ページ右の中ほどですけれども、4、計画の目標でございます。

このような問題点、課題と公共交通の在り方を踏まえまして、8つの目標を設定いたしました。

次に、ページ右側の一番下の欄を御覧ください。5、計画の目標を達成するための施策、指標でございます。それぞれの公共交通が抱える問題点を解決し、計画の目的を達成し、ひいてはまちの将来像の実現に向けた公共交通の役割を果たすことを目的に施策を展開します。

次に、その横、紫色の部分、6、計画の推進体制でございます。本計画は、5年間の計画としまして、副市長を会長とする八代地域公共交通会議において、施策の進捗や目標値に基づく施策の評価を毎年度実施しまして、必要に応じた見直しを行うことで、より効果的な施策を展開いたします。

それでは、令和2年10月以降に段階的に実施する路線バス、乗合タクシーの具体的な見直しについて御説明申し上げます。

2ページの路線バス、乗合タクシーの見直し内容についてを御覧ください。

この表は、路線ごとの変更内容、また新設する路線を総括したものでございます。

まず、色分けの区分でございます。緑色の部分が今年10月から実施するもの、黄色の部分が今年12月から実施を予定している路線でございます。また、赤色の部分につきましては、見直しの検討を進めておりましたが、令和2年7月豪雨災害によりまして、見直しを延期するものでございます。

それでは、個別の見直しについて簡単に御説明を申し上げます。

まず、1、路線バスの見直しの1、坂本線でございます。

3ページをお開きください。

坂本線につきましては、当初、今までの利用状況などを踏まえまして、減便や運行時刻の見直しを検討しておりましたが、今回の豪雨災害を受けまして、見直しを延期します。

当該路線につきましては、今後の復旧・復興状況や地域の需要を見ながら、運行の在り方を検討してまいります。

続いて、4ページをお開きください。

2、文政線イオン八代～宮原系統でございます。当該路線は、現在、運行事業者などとの調整を行っておりまして、12月の見直しを予定しております。

この路線は、路線バスから定時定路線の乗合タクシーに転換し、併せて減便を行います。変更後は平日を7便から5便、土日祝日を8便から6便とする予定でございます。

これは、1便当たりの利用者数が1人から3人程度でありますことから、産交バスの路線バスからタクシー会社が所有する9人乗りのジャンボタクシーにサイズを小型化するとともに、少ない利用の時間帯におきまして減便などを行う運行の整理を行います。なお、平日に運行しております文政線八代駅～宮原系統は、八代支援学校の生徒が通学に利用していることを考慮

いたしまして、引き続き産交バスによる運行を行います。

次に、3、日奈久温泉ライン高田経由でございます。

5ページをお開きください。

こちらは、場外馬券売り場であるJRAウインズ八代に乗り入れる路線バスの変更でございます。土日祝日の16便中5便の起点と終点をウインズ八代から日奈久下西町のバス停に変更いたします。

これは、乗降調査の結果を基に、運行事業者である産交バスやJRAウインズ八代へのヒアリングを実施したところ、営業時間外の乗降はほとんどないという御意見から、朝と夕方の運行区間を短縮するものでございます。

このほか6ページに記載しておりますが、利用者からの要望に基づき、運行時刻を見直し、市街地循環バスとの接続を改善いたします。

次に、7ページを御覧ください。

4、日奈久温泉ライン金剛経由でございます。こちらもJRAウインズ八代に乗り入れる路線バスの変更でございます。

先ほどの高田経由と同様に、土日祝日の10便中4便の起点と終点をウインズ八代から日奈久下西町に変更します。

次に、8ページを御覧ください。

5、市街地循環バス、まちバスでございます。

今年1月末に沖町にオープンしました場外馬券売り場のサテライト八代に新たに停留所を設置しまして、運行ルートの変更をいたします。

この件につきましては、公共交通会議についての御意見や利用者からの御要望に対応するものでございます。

続いて9ページと10ページを御覧ください。

サテライト八代への停留所の新設によりまして、まちバスの各バス停の運行時間を変更する

ほか、八代駅におけるＪＲ鹿児島本線や肥薩おれんじ鉄道との乗り継ぎのための運行時刻を見直し、利便性を向上させるものでございます。

次に、１１ページ、１２ページです。

６、市街地循環バス、みなバスでございます。これも、利用者から要望があつておりましたＪＲ各線や肥薩おれんじ鉄道との接続改善を図るための運行時刻の変更でございます。高齢者などへ配慮するため、余裕を持った乗り継ぎ時間を確保します。

続きまして、乗合タクシーの見直しでございます。

まず、１、平和町線でございます。１３ページを御覧ください。

平和町線につきましては、今年５月に桜十字八代リハビリテーション病院が開院しましたので、本町三丁目の停留所を病院の構内に移設するものでございます。これは、まちなか活性化協議会及び桜十字病院からの要望もあつておりまして、これに対応するものです。

次に１４ページをお開きください。

植柳校区の橋本医院前と旧九電アパート前の間に停留所を新設します。これは、地域住民からの要望もあつており、植柳下町第一地区の住民の利便性の向上を図るものでございます。

１５ページを御覧ください。

２、産島線でございます。こちらは、現行の網形成計画に掲げます交通空白地域である築添町からの要望に対応するもので、交通安全上の理由から、ＣＯＲＥ２１新八代店の東側駐車場に新たに停留所を設置します。周辺には、市営築添団地がございまして、地域住民の交通アクセスを向上させるものでございます。

１６ページをお開きください。

３、百済来～坂本線の土日祝日便でございます。平日便と同様に、鶴喰地区や温泉センタークレオンへも運行します。これは、利用者からの要望も踏まえ、分かりやすい運行内容に見直

します。

１７ページを御覧ください。

４、中津道～坂本線です。新たに金曜日に坂本町の停留所、坂本病院から出発する１５時３０分の便を運行します。これは、路線バス坂本線に乗り継いで市街地まで通院や買物に出られる利用者の方々から、坂本病院の１２時３０分の出発便は、帰宅するのに早過ぎる、市街地での滞在時間を延ばしたいという要望が出ていたほか、利用者も集中しておりましたので、遅めの便を新たに運行するものでございます。

次に、１８ページです。

５、深水～八代線です。現在、火曜日のみ１往復の運行ですが、木曜日にも運行します。

本路線は、利用者が多く、さらに地域から路線バス坂本線を右岸の段駅へ運行してほしいとの要望があつておりましたが、中型バスが回転する際の安全面等を考慮すると実現が難しいため、乗合タクシーを増便しまして、市街地へのアクセス改善を図るものでございます。

続いて１９ページ、２０ページを御覧ください。

６、日奈久～坂本線でございます。

まず、百済来上地域に運行区域を拡大し、地域住民の利便性向上を図ります。

また、利用者からの要望に基づき、日奈久下西町に停留所を新設します。そのほか、坂本地域のそれぞれの乗合タクシーにつきましては、路線バス坂本線の見直しに合わせて、乗り継ぎ時間の調整を行い、運行時刻を変更する予定でしたが、豪雨災害によりまして、坂本線の見直しを見送りましたので、こちらについても見送りとしております。

次に、２１ページを御覧ください。

東陽地域、７、小浦～種山線でございます。

地域からの要望によりまして、赤山地域に運行区域を拡大し、停留所を新設します。

次に、２２ページ、２３ページをお開きくだ

さい。

8、落合～種山線です。こちらも、地域からの要望によりまして運行区域を拡大し、西原、五反田、新里地域に停留所をそれぞれ新設します。これらの地域は、平成23年から25年に乗合タクシーの停留所が設置されておりましたが、利用者が少なかったため、一旦廃止しておりました。今回、10年が経過する中、地域の状況も変わりまして、乗合タクシーを利用したいという要望がありましたので、再度設置するものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

泉地域の岩奥～落合線、古園～落合線でございます。これまで、それぞれの路線を運行するために2台の車両で運行しておりましたが、運行事業者であるタクシー会社から、人員不足等の理由から1台で運行できないかという要望もあっており、タクシー会社の負担を軽減しつつも、利用者の利便性を損なわないように1台の車両で運行できるように運行時間を変更するものでございます。

続いて、乗合タクシー路線の新設について御説明を申し上げます。

まず、26ページ、27ページをお開きください。

鏡地域に予約型の乗合タクシーを3路線導入します。鏡町の西部につきましては、網形成計画に掲げます交通空白地域でありますことから、地域の要望があつておりまして、これに対応するものでございます。地域が広いので、ルートを3つに分けて、それぞれのルートについて、曜日を決めて運行いたします。

次に、28ページでございます。

高田地域に定時定路線型の乗合タクシーを導入します。

高田地域の一部は、網形成計画に掲げる交通空白地域であり、地域からの要望があつてお

り、これに対応するため、平日のみ運行します。

また、麦島東町も公共交通がないことから、地域住民からの要望もあつており、この路線を麦島東町にも延伸し運行します。

以上が今回の見直し内容でございます。

運行時期は、今年10月、12月に実施しますが、周知については市報やホームページをはじめ、それぞれの地域のコミセンだより、また、個別町内に対しまして市報への折り込みにより広報してまいります。

なお、今後、計画の期間中におきましても、利用状況はもとより、地域要望や利用者の御意見をお聞きし、柔軟に運行の見直しを行い、多くの皆様方に利用していただけるよう努めてまいります。

最後に、別冊八代市地域公共交通計画素案の最後のページ、99ページを御覧ください。

先ほども御説明したとおり、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨など、予期せぬ外的要因によりまして、本市を取り巻く状況は大きく変化しております。

今後、本計画の改定に当たりましては、予期せぬ外的要因に対しても、柔軟かつ状況に応じまして対応していきたいと考えております。

特に本市では、今後、坂本地域の復興の方向性を示す坂本町復興計画の策定が予定されており、今後、復興計画との整合性を取りながら柔軟に計画を改定してまいりたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（太田広則君） まずもって、たくさんのお見直しとかですね、新路線、この冊子をつくられた、また公共交通会議に参加されている皆さんに対して、このすばらしいものができてるということ、まずもって敬意を表したいなと

いうふうに思います。

常々、私のほうで地元の、また麦島東西町をですね、高田線によってクリア、フォローできてるということを非常に感謝申し上げます。

1点だけ。高田線、これJ Aの南支所発着になっているようですが、要望です。できれば、高田駅から。これ、おれんじ鉄道がまだそういう状況ですけども、高田駅から来ると、ちょうど豊原下町の住民が拾えるんじゃないかな。バス通ってますけど、この市内に向かうですね、高田線がさらにいいんじゃないかなという要望をして、終わりたいと思います。頑張ってください。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 主にセダンとか、主にジャンボタクシー、そのすみ分けというか、基準的なものはやっぱり何かあるんですか。人数の問題とか、いろいろあるんでしょうか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 特に決めるわけではございませんけれども、利用状況に応じてですね、各社運行事業者が、セダンとか、ジャンボタクシー運用してる状況でございます。

定時定路線につきましては、主にジャンボタクシーで運行してる状況です。例えば、定時で止まって、定員以外的人数が乗られるときは追加して、その部分を追走していくという手法を取っております。積み残しがないということで、今のところ対応しております。

○委員（成松由紀夫君） ばんぺいゆ号のイメージでよかですね。もう私も、大変だったろうな、ここまで整理するのにというのは感じました。担当課長さん、担当課のですね、努力に、私も敬意を表したいと思います。お疲れさまでした。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） 大変、二見地区も、この一番対象になるわけでございますので、これ

実行させていただいて、また、できれば、駅中ぐらいで二見の人たちのですね、話も聞いていただいて参考にさせていただければというふうに要望をしておきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） すいません、これ、今報告していただいた分は、もう全路線ということによろしいんですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 今年の10月と12月に見直しをする路線ということで御説明しました。

○委員（橋本徳一郎君） 今回ちょっと出てなかったもんですから、もう走ってると思うんですけど、旧市立病院、熊本総合病院附属クリニック診療所の前のほうにもバスを走らせるというのがたしかあったと思うんですけど、そちらのほうはあったかなと思ひまして、ちょっとそこの辺の確認をと思ひまして。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 現在、東町線のほうが運行ルートでございます。乗合バスとして運行しております。（委員橋本徳一郎君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で八代市地域公共交通計画の策定についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午後0時19分 小会）

（午後0時20分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（八代市坂本町復興計画策定について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、八代市坂本町復興計画策定についてをお願いいたします。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） お世話

になります。復興推進課、宮川でございます。

○復興推進課主幹兼復興推進係長（山口和久君） 同じく復興推進課の山口でございます。よろしくお願いいたします。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） よろしくお願ひいたします。着座にて説明します。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） それでは、お手元にはですね、4枚物のレジュメを配付させていただいております、右肩上に総務委員会資料、本日の日付が入ったものを御準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） すいません、資料のほうは4ページでございますが、4分の3のⅢ復興計画策定に係る組織体制図、こちらのほうをすいません、御準備いただければ。

それではですね、こちらの体制図のほうで、まず説明のほうを始めさせていただきたいと思います。

まずは、この体制図の左側でございますけれども、本市の体制の説明でございます。8月17日に八代市復興推進本部のほうを立ち上げさせていただいております。主な役割といたしましては、復興に向けた市政運営に関すること、また重要事項に関することを議論する場ということになります。

その左、ポツで幹事会と書いてありまして、各部次長ということで、今回策定いたします復興計画策定の協力、また、策定後になりますが、効果検証あたりをこの幹事会で実施していくということになります。

その左側、市議会のほうには当然説明をさせていただきながら、御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

この体制図の真ん中のところでございますけ

れども、八代市復興計画策定委員会ということで、週明け月曜日14日の日にですね、立ち上げをさせていただきたいと思っております。こちらが復興計画を策定する母体ということになります。

メンバーは、学識経験者、また市議会を代表いただきながら各種団体、また市民の代表される方で構成をさせていただきたいと思っております。また、アドバイザーとして、国・県からも参画いただくこととしております。

この策定委員会の中に専門部会を設けまして、役割といたしましては、この復興に関する様々な施策をですね、この3つの分野から御検討をいただければと思っております。くらしやコミュニティに関すること、産業・経済に関すること、社会基盤・防災に関することをそれぞれですね、専門部会で議論いただきまして、それを策定委員会で審議をするといったような流れになってございます。

また、構成につきましては、この策定委員会の委員約19名で構成されておりますけど、この委員の方それぞれ分野ごとに入っておりますとともに、こちら八代市議会常任委員会からもですね、ぜひ御参加をいただきまして、この計画案づくりの段階からですね、議会とも一体となって、この案づくりを進めさせていただければと思います。それに行政も入りまして、この分野ごとで具体的な施策を練り上げていくということになります。

それから、右のほうに地域懇談会という枠がございます。これにつきましては、先ほど、専決予算のときにも御意見いただきましたとおり、やはりですね、地域の皆様の御意見を聞きながら、この計画はつくらなければならないということで、先ほどの策定委員会にも地元の方も入っていらっしゃるんですけども、一応地元の方と直接意見を交換する場というのを設置してございます。

これは、主に住民自治協議会の方を中心に考えておりまして、現在、地域代表の方、40人規模になりそうなんです、そういった地域の代表の方々との意見交換、また、坂本町が昔8つの小学校区がありましたので、その8つの小学校区全てを巡回する地区別懇談会というのもですね、同時に実施をしていきたいと、かように考えているところでございます。

また、こちらの地域懇談会のほうにもですね、アドバイザーといたしまして、坂本在住の2名の議員さんいらっしゃいますので、こちらでもこの懇談会にアドバイザーとして入っていただいてですね、この案づくりの段階からいろいろ御助言を賜ればと思っているところでございます。

すいません、資料のほうを4分の1、1ページのほうにお戻りいただきまして、こちらがですね、I計画策定に係る組織体制、今述べましたことが書いてございますので、また御確認いただければと思います。

2ページにすいません、お進みいただきまして、その復興計画ですね。どういった概要になるのかということになります、まず1点目、被害状況の整理ということで、今回の令和2年7月豪雨の被害状況等の整理が必要かと思っております。

それから2点目、復興に向けた基本的な考え方ということでですね、この復興計画の内容、策定計画の趣旨、期間、計画の構成等をつくりたいと思っております。

それから(2)復興に向けた基本的施策ということで、先ほど申し上げましたこの専門部会の皆様方にですね、こちら記載しておりますとおり、くらしの再建に向けた検討であったり、災害公営住宅であったり、地域コミュニティを今後どうしていくのかといった、くらし・コミュニティに関する分野、それから、農林水産業、観光、経済の活性化など、産業・経済に関

する分野、また、社会基盤——道路、河川とかですね、それから、坂本支所の位置をどうするのか、また、防災計画の見直しは必要なのか、また、被災しましたので、新たな避難場所が必要じゃないかといった議論もですね、社会基盤・防災に関する分野で検討をさせていただければと思っております。

それから、ページ進みまして、4分の4のページを、日程表を開いていただきますと、今後のスケジュールをお示ししてございます。

上のほうからが、策定委員会の母体のですね、動き、それから、専門部会の検討のスケジュール、それから、地域懇談会のスケジュールということで記載しております。

こちら記載してありますとおり、策定委員会のほうはおおむね3回程度開催を予定してございます。専門部会は、いろんな御議論が必要かと思しますので、今後、月1ペースで4回ほど。それから、地域懇談会のほうなんですけども、まずはこの策定委員会の立ち上げ後というふうに考えておりまして、今、9月の中下旬で今、調整を行っているところでございます。その後ですね、意見交換をしながら、10月頃には、この8校区、旧小学校区とのですね、意見交換も進めさせていただきたいと思っております。

ちなみになんですけれども、実は、この私どもの市の復興本部を立ち上げました翌日にはですね、地域のほうにお邪魔いたしまして、市として、この復興計画をつくりますと、地域の皆さんのお声を聞くために地域懇談会というのをやっていきますというふうな説明に行きました。地元で早速ですね、この動きを受けて、住民自治協議会のほうで、地元ならではのですね、この私たちがお示した3つの柱といいですか、これごとに検討する部会のほうも検討いただいてですね、大変ありがたく思っているところでございます。一応報告をさせていただ

きます。

このように丁寧にですね、坂本の皆さんの御意見を賜りながら、何とか12月中には計画案がお示しできるように進めてまいりたいと思っております。

一応簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見ございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと聞いていきたいと思うんですけど。

まず、坂本の代表者のということで、地域住民自治協議会、この構成の方って、どういう方が入られるんですか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） ちょっと準備しますので、お待ちください。――すいません、お待たせいたしました。

坂本町の住民自治協議会の皆様はですね、まず、各坂本に地域振興会というのがございますので、先ほど申し上げました8校区のですね、地域振興会の代表の方、または市政協力委員協議会の校区会の方、小学校、中学校、それからそれぞれのPTA、また、ちょっと被災されてですね、運営のほうがあればですけども、一応保育園のほうからであったりとか、社会福祉協議会、民生児童委員会、老人クラブ、それから一灯苑様と交通協会、体育協会、それと各林業とかですね、商工会とか、そういった様々な地元のメンバーの方で構成されている団体でございます。

○委員（橋本徳一郎君） あと、その下にあるアンケート調査が9月5日から開始というふうになっているんですけど、実際、入られていると思うんですが、この内容とかですね、アンケート用紙なんかありましたら、お願いしたいんですが。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） すいません、先ほどちょっと説明のほうがですね、漏

れてしまいまして、大変失礼いたしました。

こちらのほうは9月5日の日からですね、坂本町の被災された方、それとそうではない方も含めまして、全世帯の方を対象としまして、熊本県立大学と、それから、財団法人のほうと連携しながらアンケート調査を始めさせていただいております、アンケートの中身はですね――すいません、お待たせしました。アンケートの中身は、主に被災された状況であったり、その世帯の状況であったりとかですね、それから、避難行動をどのようにされたかということと、現在のこの生活状況についてお尋ねをしたり、あと今後の見通しですね、お住まいをどのようにされますかとか、あと現時点でのお困り事など、そういったことをお聞きするということにさせていただきます。

○委員（成松由紀夫君） 1点確認ですが、今言われたメンバー構成の中に医療関係、高橋医院、峯苔医院の代表の方みたいな方は参画されているか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 実は、この策定委員会、親母体のほうに地元の医療機関ということで、今打診をしております、まだメンバーのほうがですね、実は締切り過ぎているんですが、まだいただいておりますけど、一応はい、どなたか代表の方は医療界のほうからも入っていただくことになります。（委員成松由紀夫君「確認されてみてください」と呼ぶ）はい。

○委員（成松由紀夫君） だから、地域医療の問題が結構大事な問題になるのですね、高齢者の方も（聴取不能）。よろしくお願いします。（理事兼復興推進課長宮川武晴君「はい」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） そのアンケートの回収率というのは何か目標みたいなのは設定されていますか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 今回はですね、この復興計画の策定であったり、今度の住まいにかかりますので、できれば、先ほど申し上げたように、全世帯と申し上げましたけれども、あと被災されてですね、後が追えない場合はちょっとやむを得ないかなと思いますけれども、できるだけ多くの方にアンケートのほうはですね、回収をさせていただきたいと思っております。

○委員（橋本徳一郎君） 計画の予定表をですね、進め方の表なんですけど、全世帯アンケートを取られて、意見交換されて、素案への反映ということになるんですけど、このデータのその反映のされ方というのは、世帯へのアンケートとの意見が大幅乖離してた場合は、もう素案から見直すということも検討されるんですか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） アンケートはどちらかといいますと、今の被災された状況だったり、現在の住まいだったり、今後に向けてのお気持ちとかですね、御意向を聞くということになりますので、それとは別で、この計画のほうにはですね、今後、まちがどうなったらいいですかとか、あと、まちづくりを進めていく上の課題であったりとか、そういったことを出していただいたと思いますので、アンケートとの乖離というのではないのかなと思っております。

ただ、一応私どものほうでいろんな提案もいたしていきますけど、当然地元のほうからおっしゃった御意見はですね、その計画の中に反映させていかなければならないかと思っています。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかになければ、以上で八代市坂本町復興計画策定についてを終了いたします。御苦労さまでした。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後0時35分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年9月11日

総務委員会

委員長